

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道知事 高 橋 はるみ

目 次	ページ
告 示	
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 32
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課) 32
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課) 32
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(建設管理課) 33
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件).....	33

告 示	
北海道告示第609号	
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。	
平成29年10月20日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 (1) 解除予定保安林の所在場所	北斗市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	水源の涵養
(3) 解 除 の 理 由	鉱業用地とするため
2 (1) 解除予定保安林の所在場所	奥尻郡奥尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備
(3) 解 除 の 理 由	道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに北斗市役所及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）	
北海道告示第610号	
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。	
平成29年10月20日	

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所	虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
(3) 変更後の指定施業要件	ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所	虻田郡豊浦町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備
(3) 変更後の指定施業要件	ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所	沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的	風害の防備
(3) 変更後の指定施業要件	ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。	
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）	

北海道告示第611号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を新ひだか町役場の掲示場に掲示した。 平成29年10月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通 知 の 内 容 平成29年北海道告示第578号 2 所在が不明な者 及川 久美子、中神 朋子 北海道告示第612号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年10月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 工事施工情報共有・電子納品保管管理機器の賃貸借 一式 2 落札を決定した日 平成29年9月14日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社H B A (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8 4 落札金額 1,728,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成29年8月4日付け北海道告示第475号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道建設部建設政策局建設管理課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	1 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 (1) 自動車（公共応急作業車）の賃貸借（函館建設管理部八雲出張所1台分） 一式 (2) 自動車（公共応急作業車）の賃貸借（函館建設管理部事業課1台分） 一式 (3) 自動車（公共応急作業車）の賃貸借（函館建設管理部奥尻出張所1台分） 一式 (4) 自動車（公共応急作業車）の賃貸借（函館建設管理部事業課1台分） 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 (1) 1の(1)から(3)まで 平成29年9月15日 (2) 1の(4) 平成29年10月3日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 日本カーソリューションズ株式会社 (2) 住 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号 4 随意契約に係る契約金額 (1) 33,696円 (2) 33,696円 (3) 23,868円 (4) 33,696円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道宗谷総合振興局告示第5号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成29年10月20日 北海道宗谷総合振興局長 坂 本 明 彦 1 落札に係る物品等の名称及び数量 空港用化学消防車（5,000立級）1台 （空港用化学消防車1台と交換） 2 落札を決定した日 平成29年9月21日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 帝國繊維株式会社
総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第130号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成29年10月20日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和	

(2) 住 所 東京都中央区日本橋二丁目1番10号

4 落札金額
128,520,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成29年8月8日付け北海道宗谷総合振興局告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号
